

	事業者に対する申入れ・訴訟等の内容	結果	課題
1	2006年8月 業界が保険業法の解釈を誤って、銀行員が訪問販売で生命保険を契約する際にクーリング・オフができない取扱いをしている件について、生命保険協会に対してクーリング・オフを認めるよう申入れた	金融庁が保険業法施行令と施行規則を改正し、誤った解釈が生じないように是正された。	
2	2007年3月 司法試験・司法書士・税理士・公務員等の資格予備校11社に対して、受講契約の中途解約を制限する条項の是正を申入れた。申入書のやりとり11社、訴訟1社（→裁判上の和解）、即決和解1社	2011年末まで4年半にわたる差止請求活動により、11社すべては是正された。	特定商取引法の特定継続的役務提供のすき間である。社会科学系の資格予備校は是正されたが、他分野の予備校は問題が残存
3	2007年6月 郵便事業者に対し、未使用だが汚損した切手を無効とする郵便約款の条項の是正を申入れた。	事業者は対応を拒否した。	郵便法30条に、汚損した切手を無効とする規定があり、まず郵便法の改正が必要。
2008年5月 適格消費者団体に認定（2011年5月認定を更新）			
4	2009年3月 旅行者に対し、航空会社のマイレージにより取得した旅行クーポンをパック旅行の支払に使用した場合に、旅行をキャンセルしてもクーポンを一切返還しないという条項の是正を申入れ、訴訟をした	差止請求訴訟は、地裁、高裁で敗訴した（上告）。	マイレージなど企業ポイントは、財産であることが明確にされておらず、資金決済法等のすき間に落ちている。
5	2009年6月 一括払いで会費を徴収している冠婚葬祭業者2社に対してサービス実施前に中途解約しても50%の解約料を取る条項の是正を申入れた。	事業者は申入れに応じ、解約料を引下げた。	3回以上積立型の冠婚葬祭業者には割賦販売法の規制があるが、一括払型の業者は同法の対象ではなく、すき間に落ちている。2009年9月1日、消費者委員会に要請書
6	2010年4月 クレジットカード会社が消費者に対して、すでに買物をしたリボルビング払いの残高についてもカード手数料率を値上げすると通知をしたため、さかのぼって値上げをしないように是正を申入れた。	事業者は、申入れに応じ、さかのぼった値上げにならないような選択肢を設けて対応。	
7	2011年5月 電力会社に「早収・遅収料金制度」の是正を申入れた。電気料金の支払に、メーター検針日から21日目の「早収期限」と51日目の「支払期限」を設け、消費者が早収期限までに支払わなかった場合には、料金の3%を加算した「遅収料金」を適用する制度。早収期限に1日遅れた場合でも丸々3%を加算するので、年利に換算すると消費者契約法の遅延損害金の上限（年14.6%）をはるかに超える。電力10社のうち9社。東京電力のみ年利10%（日利0.027%）の日割計算に変更済み。	事業者は現在のところ、対応を拒否している。	問題のある電力会社は、北海道、東北、北陸、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄の9社に及ぶ。全国的に少額多数被害が生じている。2011年5月、電気事業法で電気供給約款を認可している経済産業大臣に要請書。